

雇用保険受給資格者のみなさまへ

再就職手当のご案内

再就職手当とは、雇用保険受給資格者のみなさまが基本手当の受給資格の決定を受けた後に早期に安定した職業に就き、又は事業を開始した場合に支給することにより、より早期の再就職を促進するための制度です。

再就職手当の額は次のとおりです。

就職等をする前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数により給付率が異なります。

支給日数を所定給付日数の

3分の2以上残して早期に再就職した場合

……基本手当の支給残日数の**70%***の額

(※就職日が平成29年1月1日前の場合は、60%)

3分の1以上残して早期に再就職した場合

……基本手当の支給残日数の**60%***の額

(※就職日が平成29年1月1日前の場合は、50%)

**よって、早く再就職すると、
より給付率が高くなります。**

更に、再就職手当を受給した方が再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合には「就業促進定着手当」が受けられます。

その他にも、いくつかの支給要件がありますので、次のページをご確認ください。分からないことがあればお気軽に給付窓口へおたずねください。



厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所（ハローワーク）
地方運輸局

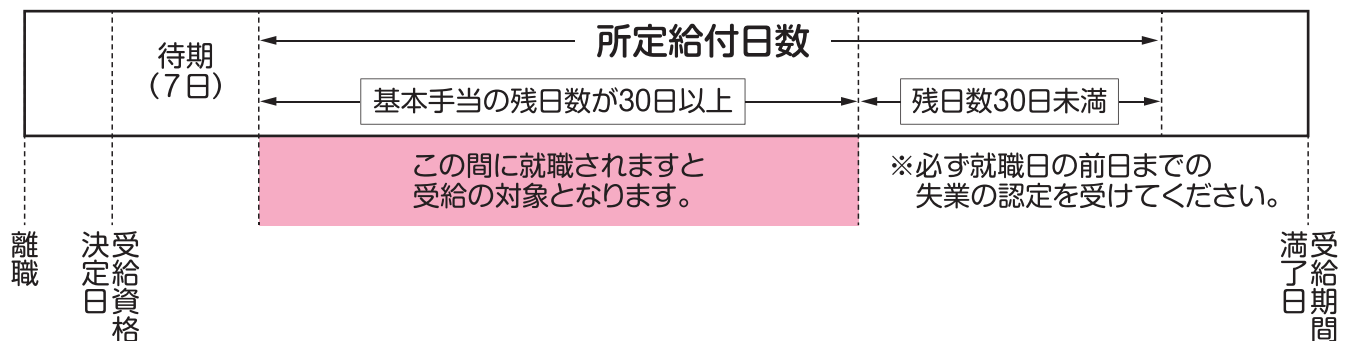
支給の要件について

■ 再就職手当の支給を受けるには下記のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 受給手続き後、7日間の待期期間（※）満了後に就職、又は事業を開始したこと。
- ② 就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。
- ③ 離職した前の事業所に再び就職したものでないこと。また、離職した前の事業所と資本・資金・人事・取引面で密接な関わり合いがない事業所に就職したこと。
- ④ 受給資格に係る離職理由により給付制限（基本手当が支給されない期間）がある方は、求職申込みをしてから、待期期間満了後1か月の期間内は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介によって就職したものであること。
- ⑤ 1年を超えて勤務することが確実であること。
（生命保険会社の外務員や損害保険会社の代理店研修生のように、1年以下の雇用期間を定め雇用契約の更新にあたって一定の目標達成が条件付けられている場合、又は派遣就業で雇用期間が定められ、雇用契約の更新が見込まれない場合にはこの要件に該当しません。）
- ⑥ 原則として、雇用保険の被保険者になっていること。
- ⑦ 過去3年以内の就職について、再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと。（事業開始に係る再就職手当も含まれます。）
- ⑧ 受給資格決定（求職申込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと。

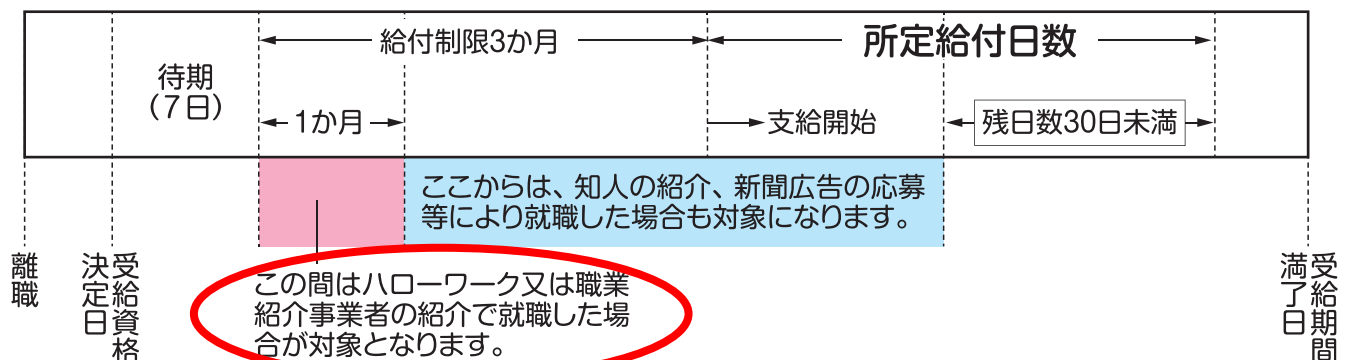
※待期期間中に仕事等をしたことにより失業の状態でなかった日や、失業の認定を受けていない日については、待期期間に含まれませんのでご注意ください。

■ 所定給付日数が90日の場合（離職理由が倒産・解雇等により給付制限がない方）。



★ 給付制限がない方は、待期期間経過後であれば、就職の経路は問いません。
（知人の紹介、新聞広告等により就職した場合でも受給の対象となります。）

■ 所定給付日数が90日の場合（離職理由が自己都合等で給付制限がある方）。



★ 自営を開始した場合も、待期期間満了後1か月の期間経過後より対象となります。